

大手電話会社を名乗る勧誘に注意！！

～安くなるはずが逆に高額になった～

訪問販売や電話勧誘販売で、大手電話会社や大手電話会社の関連会社や代理店等を名乗り「この付近で大規模な回線工事が終了したためWi-Fi料金が安くなる」と勧誘された、という相談が増加しています。

複雑な説明で理解しないまま、安くなるというので契約を承諾した。
後日届いた請求書でこれまでより高額になっていた。
驚いて大手電話会社に問い合わせしてみると、別会社であることが分かった。等

契約内容をしっかり確認し、理解できないような契約はしないようにしましょう。

契約をする前のチェックポイント

- 契約する会社はどこか、サービス料金、解約条件、オプションの有無
月ごとの総請求額などを細かくチェックしましたか
- わからない点はすべて事業者などに確認しましたか
- その場では即決せず、誰かに相談してから決めましたか



契約後に確認することは？

< 初期契約解除制度 >

制度が適用される契約であれば初期契約解除制度が利用できます。サービス利用開始日または書面受領日の遅い方から8日間の間は解除できます。ただし契約解除までの利用料や工事、事務手数料は契約に基づき支払う必要があります。

< クーリング・オフ >

訪問販売、電話勧誘販売であれば書面を受け取った日から8日間を経過するまでは解約できます。困った時、不安な時はすぐに連絡して下さい。

壬生町消費生活センター 0282-82-1106

平日 9:00～16:00 (12:00～13:00 除く)